

新旧対照表 (2024 年度より適用)

会則

改正後	現行
<p>第5条 (会員) 会員の種類は、次の<u>3種</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正会員 ダルクローズに関する研究・実践に携わる者、及び関心を持つ者。 学生会員 ダルクローズに関心を持つ<u>学部学生</u>。 <u>購読会員 本会の学会誌を購読する機関及び団体等</u>。 (4. 削除) 	<p>第5条 (会員) 会員の種類は、次の4種とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正会員 ダルクローズに関する研究・実践に携わる者、及び関心を持つ者。 学生会員 ダルクローズに関心を持つ学生。 団体会員 学術の研究に従事し、本会の目的に賛同する機関及び団体等。 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人・法人等
<p>第6条 (入会) 入会は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正会員は、入会を申請し、<u>理事会の承認を受ける</u>。 <u>学生会員は、有効な学生証の写しを添えて入会を申請し、理事会の承認を受ける</u>。 <u>購読会員は、入会を申請し、理事会の承認を受ける</u>。 	<p>第6条 (入会) 入会は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正会員・学生会員は、入会を申請し理事会に報告した者。 団体会員・賛助会員は、理事会の承認を受けた機関・団体・法人、及び個人等

細則

<p>第7条 会員の会費は、年間次の通りとする。但し、正会員及び購読会員は、入会時に<u>入会金1,000円</u>を納入するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正会員 6,000円 学生会員 3,000円 購読会員 <u>3,000円</u> (4. 削除) 	<p>第7条 会員の会費は、年間次の通りとする。但し、正会員は入会時のみ入会金 1,000円を納入するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 正会員 6,000円 学生会員 3,000円 団体会員 5,000円 賛助会員 1口10,000円 1口以上
<p>第8条 会員は、毎会計年度の指定された期日までに会費を納入しなければならない。 (旧2項 削除)</p> <p><u>2項 学生会員は、年度の4月初めに学生証の写しを添えて事務局まで届け出ること。届出がない場合、学生会員から正会員への移行措置となる。尚、正会員になるときは、入会金を納入する。</u></p> <p><u>3項 会費を2年間滞納した者は、会員の資格を失う。</u></p> <p><u>4項 申し出による退会者で会費の滞納がある場合は、滞納期間の会費をすべて納入しなければならない。</u></p> <p><u>5項 申し出退会者が退会后、会員として再度入会を希望する場合は、入会金を納入するものとする。</u></p> <p><u>6項 2年間未納により会員の資格を失った者が再入会する場合には、未納の期間の年会費と入会金を納入しなければならない。</u></p>	<p>第8条 会員は、毎会計年度の指定された期日までに会費を納入しなければならない。</p> <p>2項 新入正会員は、入会時に入会金と会費を納入するものとする。</p> <p>3項 学生会員から正会員への移行処置学生会員が学生の身分を失った時は、年度の4月初めにその旨を事務局まで届け出ること。届出により学生会員から正会員へ移行処置となる。</p> <p>4項 会費を2年間滞納した者は、会員の資格を失う。</p> <p>5項 申し出による退会者で会費の滞納がある場合は、滞納期間の会費をすべて納入しなければならない。</p> <p>6項 退会后、正会員として再度入会を希望する者は、入会金を納入するものとする。</p>